

「エコ通勤優良事業所（仮称）」認定の検討について

エコ通勤に積極的な取組んでいると認められる事業所を「エコ通勤優良事業所（仮称）」と認定する。

1. 認定対象

マネ協の公募に応募した事業所の中から、特に、モビリティ・マネジメントによるエコ通勤の推進に積極的な取組みを行っていると思われる、市町村、企業等を対象とする。

2. 認定基準（案）について

<基準 1>

マイカー通勤手当での支給・事業所内駐車場利用承認などに関するマイカー通勤承認基準を「やむを得ない場合を除き、マイカーによる通勤を認めない」としている事業所

○想定される主な対象：行政機関や公益企業など奨励策を講じることが困難である一方、地球温暖化対策など公益的な観点からマイカー通勤を原則認めないことについて大義名分のある事業所が主な対象

※「やむを得ない場合」については、以下のようなケースで、労務問題等を生じない範囲での常識的な解釈で構わないものと考えられる。

- ・利用できる公共交通機関がない場合
- ・公共交通機関はあるものの、運行頻度が著しく低い、終バスが早いなど、事実上通勤に利用できないような場合

<基準 2>

マイカー通勤から公共交通機関利用や徒歩・自転車利用等への転換を促すための環境整備を積極的に実施している事業所

○想定される主な対象：一般企業

※「マイカー通勤からの転換を促すための環境整備」については、以下のようなケースを想定している。

- ・従業員バスを運行している場合（事業所～最寄り駅・社宅・寮など）
- ・通勤手当に関して、マイカー通勤手当での支給基準を厳格化、自転車通勤手当・徒歩通勤手当での支給などを行っている場合
- ・自転車通勤のためのシャワー室の整備、自転車などのレンタルなどを行っている場合

3. 導入の検討スケジュールについて

次回、本協議会開催時（本年 9 月頃を予定）までに事務局で案を作成し、本協議会の承認を得た上で導入し、21 年度からの実施を図る。